

朝霞市個人住宅リフォーム補助制度

地震対策（補修・補強）はお済みですか？

申請できる人

- ①朝霞市に住民登録している市民
- ②リフォームを行う建物の所有者
- ③申込日現在、市民税などの滞納がないこと

悪質なリフォーム工事に注意！



対象となる物件

- ① 自己の居住に供する個人住宅
- ② マンションの場合は専用部分のみ対象
- ③ 店舗兼用住宅などについては、住居部分の面積按分で算出

対象となる工事

個人住宅のリフォーム（改良・改善・増築）工事

※門や塀などの構築物や庭園等の工事は対象外です。

～例えば、このような工事が対象となります～

- ・ 外壁や屋根の塗装
- ・ システムキッチンやトイレの交換工事
- ・ 風呂場のユニットバス工事や洗面台の交換工事
- ・ 室内のフローリングや壁の張り替え、リビングの改修
- ・ 階段の手すり設置工事（外の階段は除きます。）
- ・ 二重窓の設置工事

地震に伴う屋根や外壁、室内の補修や補強工事も対象となります！

※ 工事開始後に追加となった工事や工事完了後の申請は補助金の対象となりませんのでご注意ください！

ご利用の条件

- ① 市内に事業所を有し、市内で営業している業者で施工すること
- ② これから工事を始める方で、当年度末日までに工事が完了すること
- ③ 工事完了後1か月以内または当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに、完了報告書および必要な書類を提出すること
- ④ 対象工事費が（消費税抜き）10万円以上であること
- ⑤ 市で実施している同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑥ 過去にこの補助金を利用したことがある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること

必要な書類

- ①朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書

※市役所5階56番産業振興課または市ホームページで入手可能です。
(<http://www.city.asaka.saitama.jp/guide/life/jutaku/20.html>)

- ②家屋課税台帳登録証明書（2階23番課税課）または建物登記簿謄本（さいたま地方法務局志木出張所）ほか
- ③リフォーム工事図面（建物見取図など）
- ④リフォーム工事費見積書の写し
- ⑤工事前写真
- ⑥建築基準法に基づく届出書の写し（増築をした場合など）

※提出いただいた書類は返却できません。ご了承ください。

補助金額

対象工事費（消費税抜き）の5% 最高限度額10万円

（ただし百円未満は切り捨て）

- ※ リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を計算します。

注 意 事 項

① リフォームと同時に住宅改善工事や耐震改修工事、太陽光発電システム設置などを行う場合、下記担当課での補助金の交付対象となることがあります。詳しくは、それぞれの担当課へ事前にご相談ください。

★住宅改善工事・・・1階13番 長寿はつらつ課

★耐震改修工事・・・5階58番 建築課

★太陽光発電システム設置・・・5階55番 環境保全課

※ 産業振興課での個人住宅リフォーム補助制度と併用することはできませんので、ご注意ください。

② 申請は、原則として申請者本人が行ってください。業者等の代理申請の場合は委任状が必要です（様式任意）。



申込み及び問合せ先

△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

朝霞市市民環境部産業振興課産業振興係

（市役所5階56番窓口）

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

TEL 048 (463) 1903(直通)

FAX 048 (467) 0770

e-mail sangyo_sinko@city.asaka.saitama.jp

△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

申込みから補助金交付まで

注意：必ず工事着工前に申請してください。

申請用紙の交付

産業振興課または、市ホームページより申請用紙を取得してください。



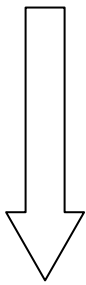
補助金の申請

必要な書類を揃えて産業振興課へ提出してください。



補助金額の内定

見積書をもとに、補助金内定額を算出します。

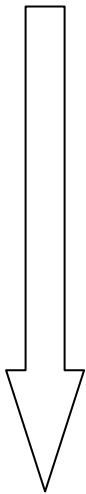


※ 内定額算出後、

- ①個人住宅リフォーム資金補助金交付内定通知
- ②事務連絡通知文書
- ③完了届の様式を送付します。

工事完了の届出

リフォーム工事の完了後1か月以内または当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに、下記書類を揃えて、産業振興課へ提出してください。



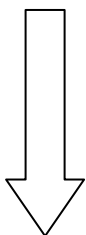
- ①個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書
- ②個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書
(振り込み先は、申請者本人の口座です。)
- ③工事完了後の写真
- ④リフォーム実施会社からの領収書の写し
- ⑤アンケート

※ ①・②・⑤の様式は、内定額算出後に産業振興課から送付する書類です。

補助金額の決定

申請時の書類と完了届を比較し、補助金額を決定。個人住宅リフォーム資金補助金交付決定通知を送付します。

※ リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低いほうの金額で最終的な補助金額を計算します。



補助金の交付

交付請求書に記入された口座へ振り込みます。
(工事完了届日から1ヶ月前後かかります。)

※提出いただいた書類は返却できません。ご了承ください。